

議案第49号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

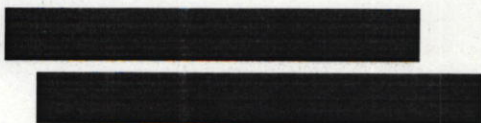
令和2年6月8日提出

天理市長 並 河 健

1 放棄する権利の概要

奈良地方裁判所平成4年（行ウ）第5号、同第14号損害賠償代位請求事件、大阪高等裁判所平成7年（行コ）第53号、同第54号損害賠償代位請求控訴事件及び最高裁判所平成10年（行ツ）第278号事件に係る損害賠償金1,250,855,446円のうち312,713,861円とこれに対する平成4年6月24日以降の民法所定の法定利率による遅延損害金から本市の回収金を除いた残金に対する支払請求権

2 相手方



3 放棄の理由

当該支払請求権については、債権回収業務を弁護士に委任して強制執行を実施するとともに、裁判所における財産開示手続に基づき申告された金銭について相手方より任意の支払を受けることによりその一部を実現したが、その後における相手方の資産及び収入の状況等に鑑みてこれ以上の債権回収は困難であると判断し、当該支払請求権について放棄するもの。